

暴力団排除措置等を講ずるための連携に関する協定書

山武郡市広域水道企業団企業長（以下「甲」という。）と、千葉県東金警察署長（以下「乙」という。）及び千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課長（以下「丙」という。）は、甲が暴力団排除措置等を講ずるための連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、山武郡市広域水道企業団暴力団排除条例（山武郡市広域水道企業団条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、山武郡市広域水道企業団（以下「企業団」という。）が行う事務又は事業からの暴力団の排除の実効を期すため、甲、乙及び丙が連携することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書における用語の意義は、条例において定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- （1）暴力団排除措置 条例第7条第1項の規定による企業団の事務等からの暴力団の排除に係る措置をいう。
- （2）暴力団排除支援 条例第9条の規定による事業者等に対する支援をいう。
- （3）排除対象者 企業団の事務等からの排除の対象となっている暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者をいう。

（暴力団の排除に係る照会及び回答）

第3条 甲は、暴力団排除措置を講ずる場合において、甲が実施する入札に参加しようとする者、甲との取引に係る契約を締結しようとする者又は企業団の事務等の対象となる者（以下「入札参加資格者等」という。）が排除対象者であるか否かについて判断するため、条例第7条第2項の規定により意見を聴くときは、参考となる資料を添付した文書により乙に照会するものとする。

2 乙は、前項の規定により照会があったときは、当該照会に係る入札参加資格者等が排除対象者であるか否かについて、文書により甲に回答するものとする。

3 甲は、公益上、緊急に条例第7条第2項の規定により意見を聴く必要がある場合において、第1項の規定による手続を執ることができないときは、同項の規定にかかわらず、口頭により乙に照会することができる。この場合において、甲は、乙に対し、当該照会の理由、排除対象者であるか否かを判断するために必要な情報及び口頭による照会の必要性を明らかにしなければならない。

4 乙は、前項の規定による照会があったときは、当該照会に係る入札参加資格者等が排除対象者であるか否かについて、口頭により、甲に回答することができる。

（暴力団の排除に係る通報）

第4条 前条に定めるもののほか、乙及び丙は、甲が講ずる暴力団排除措置に資するため、入札参加資格者等が排除対象者である事実を確認したときは、その旨を甲に通報するものとする。

(個人情報適切な管理)

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に基づき取得した個人情報については、甲、乙及び丙のそれぞれに適用される個人情報の保護に関する法令の定めるところにより適切に管理し、当該法令に定める場合を除き、甲が講ずる暴力団排除措置以外の目的のために当該個人情報を内部で利用し、又は提供しないものとする。

(連携)

第6条 甲、乙及び丙は、甲が暴力団排除措置を講じ、又は暴力団排除支援を行うに当たり、情報交換又は具体的事案への対応等のため必要があると認められるときは、甲、乙及び丙の担当職員による協議を行うものとする。

2 甲は、暴力団排除措置を講じ、又は暴力団排除支援を行うに当たっては、乙又は丙に対し、必要な支援又は協力を求めることができる。

(適用除外)

第7条 第3条及び第4条の規定は、暴力団排除措置に関し、法令の定めがあるもの、国等の行政機関の通知によるもの並びに甲、乙及び丙の間において別に協定の締結又は合意のあるものについては、適用しない。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙の間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙の記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年9月28日

甲 山武郡市広域水道企業団
企業長 金坂 昌典

乙 千葉県東金警察署長
佐々木 幸司

丙 千葉県警察本部刑事部
組織犯罪対策本部捜査第四課長
吉田 喜幸